

# 財団法人 日本植物調節剤研究協会関東支部 規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 当支部は、財団法人日本植物調節剤研究協会関東支部（以下「この支部」という）といい、事務所を支部長所在地に置く。

(目的)

第2条 この支部は、植物調節剤（除草剤、植物の生育調節剤及び植物の生育調節資材、以下同じ。）利用の研究を促進し、併せて、その成果の普及を通じて、関東地域1都8県の農業の近代化と生産性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この支部は、財団法人日本植物調節剤研究協会（以下「本部」という）の事業計画に基づき、代表委員会の承認を得て、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 植物調節剤の利用に関する試験研究の実施及び推進
- (2) 植物調節剤の利用と影響に関する調査
- (3) 植物調節剤に関する国内及び国外の諸団体との情報の交換並びに技術の交流
- (4) 優良な植物調節剤の普及奨励のための関係機関との連絡及びその推進
- (5) 植物調節剤に関する講習会、講演会並びに現地検討会などの開催
- (6) 関東支部会報の発行
- (7) その他の必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第4条 この支部の資産は、次の号にあげる財産及び収入をもって構成する。

- (1) 本部よりの交付金
- (2) その他の収入

(資産の管理)

第5条 この支部の資産は、支部長が管理し、その運用については代表委員会に報告するものとする。

(経費の支出)

第6条 この支部の経費は、第4条に掲げた収入につき、支部長が支出する。

(余剰金の処理)

第7条 会計年度末に、経常費に余剰金が生じたときは、代表委員会に報告し、本部に返還する。

(予算及び決算)

第8条 この支部の収入予算及び収支決算は、代表委員会に報告するものとする。

(会計年度)

第9条 この支部の会計年度は、本部の会計年度に準ずるものとし、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### 第3章 支部長・代表委員・専門委員・顧問

(支部長及び代表委員、専門委員、顧問)

第10条 この支部には、支部長及び代表委員、専門委員、顧問を下記のとおりおくことができる。

支部長1名、代表委員数名、専門委員数名、顧問若干名

2. 支部長は、本部の会長が任命する。
3. 代表委員、専門委員、顧問は、支部長が委嘱する。
4. 代表委員は、各都県から1名、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 から若干名とする。
5. 各都県は、研究と普及、作物と園芸から、それぞれ専門委員を1名、合計4名を置くことができる。
6. 各都県の代表委員は、専門委員の代表1名とし、他の専門委員は代表委員の代理をすることができる。

(職務)

第11条 支部長は、この支部を代表し、会務を統理する。

2. 代表委員は、代表委員会において、支部の運営について重要な事項を協議する。
3. 専門委員は、代表委員会において決定した事業の専門部門を担当する。
4. 顧問は、支部長の諮問に応じる。

(任期)

第12条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(費用弁償)

第13条 支部長、代表委員、専門委員、顧問には、費用を弁償することができる。

(解任)

第14条 委員に特別な事情があるときは、支部長が解任することができる。

(職員)

第15条 この支部に職員を置くことができる。

2. 職員の任命は、支部長の推薦に基づき、本部の会長が行うものとする。
3. 職員は、支部長の定めた職務に従事する。

### 第4章 代表委員会

(構成)

第16条 代表委員会は、支部長及び代表委員をもって構成する。

(機能)

第17条 代表委員会は、この規則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) その他、この支部の運営に関する重要な事項

(招集)

第18条 代表委員会は支部長が招集する。

2. 代表委員現数の3分の1以上から会議の目的事項をしめし、請求があったときは、支部長は速やかに代表委員会を招集しなければならない。
3. 代表委員会を招集するには、代表委員に対し会議の目的事項及びその内容、日時並びに場所を示した文書をもって5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 代表委員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第20条 代表委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第21条 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため会議に出席出来ない代表委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、代理人を定めて表決を委任することができる。

この場合、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代表委員の現在数
- (3) 会議に出席した委員の氏名（書面表決及び表決委任者をふくむ。）
- (4) 議事の経過
- (5) 議決事項

## 第5章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約は、代表委員会において代表委員現数の2分の1以上の同意を得、本部長の承認のうえ、変更することができる。

第25条 この規約の施行について必要な事項は、代表委員会の議決を得て定める。

(付則)

この規約は、平成17年9月2日から施行する。

平成18年7月11日一部改正。